

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会

規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	398,767円	321,573円	364,233円	288,766円	361,897円	287,039円	417,761円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第1（第2条関係）

第二条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次項、第八条及び第十一条において」を「以下」に改める。

第六条第一項第四号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項第一号中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第七条の二第一項」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「第八条」を「第八条の二」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当の勤務期間の特例)

第七条の二 会計年度任用学校職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した第六条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用学校職員の勤勉手当に係る勤務期間に算入しない。

第八条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当基礎額)

第八条の二 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用学校職員に係る勤勉手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たり平均額とする。

第九条（見出しを含む。）中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、「前三条」を「第六条から前条まで」に改める。

第十条第四項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。